



# 日本社会教育学会 入会のご案内

Japan Society for the Study of Adult and Community Education



## 日本社会教育学会はこんな学術研究団体です。

日本社会教育学会は1954（昭和29）年10月に設立されました。社会教育法が制定されて約5年。当時、社会教育関係者のなかには、新しい社会教育に対する期待と、その担い手としての強い意欲がみなぎっていました。そういう人たちが一堂に会し、社会教育をめぐる共通の問題について自由に意見を出し合いながら研究を深め、社会教育の研究と実践の発展に寄与することを願って誕生したのが日本社会教育学会です。

いま、学会は社会教育研究の理論水準の向上と、社会教育実践・経験の交流の推進をめざし精力的に活動をしています。また学会は日本学術会議に協力学術研究団体として登録し、教育関連学会連絡協議会に所属し、日本における社会教育・生涯学習の全国的な学術研究団体として、重要な役割を果たしています。

## 会員にはこういう人たちがいます。

会員は社会教育・生涯学習の研究者、社会教育職員、大学院生が中心で、社会教育・生涯学習にかかわる市民、学校教員、行政職員などさまざまな立場から社会教育の研究を志す人たちもいます。これらの会員は全国に分散しており、海外在住者・外国人も少数ですが会員になっています。このように様々な人たちが会員になっていることも日本社会教育学会の特徴です。

## こんな活動をしています。

### ●研究大会ならびに六月集会の開催

年に1回、秋に研究大会を開催します。期間は3日間です。会場は東京とそれ以外の地域とで交互に開催されます。全体を通して、プロジェクト研究、会場校企画、ラウンドテーブルなどの充実したプログラムが企画され、白熱した討議が行われます。また、自由研究発表では、「原理・思想」「歴史」「学習文化活動」「学習主体（女性、子ども、親、外国人、高齢者など）」「学習方法・学習過程」「学習の組織化」「実践分析」「職員」「施設」「法・行財政」「市民活動・市民運動」「地域課題」「グローバリゼーション」などの分科会が置かれており、多様なテーマの研究発表を促しています。

六月集会は毎年 6 月に、全国 6 か所で開催します。東京近郊で開催される六月集会は研究大会間の研究の継続がはかられます。また、各地区の六月集会では各地域における研究的ネットワークと地域に応じた研究討議の向上がめざされています。

### ●プロジェクト研究

日本社会教育学会の活動におけるひとつの特徴です。社会教育が直面している最も重要な問題のなかから会員からの公募により課題が設定され、定例の研究会をもちながら 2 年以上かけて研究します。研究の成果は研究大会・六月集会で報告されるほか、次に述べるジャーナル（学会誌）『社会教育学研究』等にまとめて発表します。

### ●刊行事業

学会は、ジャーナル（学会誌）『社会教育学研究』等を刊行しています。これは研究の促進、会員相互の研究上の交流促進を図ることを目的にしています。ジャーナルは毎年度 2 回発行します。ここには、会員が投稿した論文（査読あり）の他、六月集会・研究大会等の報告、書評・図書紹介などが掲載されます。くわえて、年に 1 回特集テーマを組んでおり、プロジェクト研究の成果などに関わる論考の募集が行われます。

また、学会では 2023 年度まで学会年報『日本の社会教育』シリーズを刊行してきました（第 1-67 集）。さらに、学会の周年記念事業として、これまでの研究成果をまとめた書籍等を刊行しています（『現代社会教育学事典』東洋館出版社、2024 年、『希望への社会教育：3・11 後社会のために』東洋館出版社、2013 年など）。

### ●国際交流

学会では、年に 1 回、韓国平生教育学会との共催で、日韓学術交流研究大会を開催しています。日韓の研究者や実践者、市民が集い、それぞれの研究と実践に学び合いながら、実りある議論の形成を目指しています。その他、ICAE（国際成人教育協議会）や ASPBAE（アジア南太平洋成人教育協議会）のメンバーにもなっており、ユネスコなど国際的な成人教育・生涯学習の機関や研究組織とのネットワークを形成して研究活動を続けています。

### 会員にはこんな特典があります。

会員になるとジャーナル等が送付されます。研究大会では研究成果を発表する権利がありますし、ジャーナルに論文を投稿することもできます。また、プロジェクト研究のテーマ提案や企画運営に関わることも可能です。

# 日本社会教育学会会則抄

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本社会教育学会 (The Japan Society for the Study of Adult and Community Education) と称する。
- 第2条 本会の目的は、会員相互の連絡を図り、社会教育に関する研究を行い、その普及発展を期することにある。
- 第3条 本会は事務所を東京都内におく。
- 第4条 本会は地方に支部を設けることができる。  
支部の設立は、その地方の会員の発起により理事会の承認を経ることを要する。  
支部に関する規定は別に定める。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
- (1) 会員の研究の促進、連絡および共同研究
  - (2) 学会誌(社会教育学研究)、その他刊行物の発行および資料の紹介と斡旋
  - (3) 研究大会および研究会の開催
  - (4) 社会教育に関する調査および資料の作成
  - (5) 国内外学会との研究、交流、連絡および資料の交換
  - (6) その他の事業

## 第2章 会員および名誉会員

- 第6条 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。会員は、本会の事業に参加し、研究および研究発表を行うことができる。
- 第7条 本会に団体会員をおく。団体会員は、学会の発行する刊行物 (学会年報・「社会教育学研究」等) を受け取る資格を有する。
- 第8条 会員は会費 (学会誌「社会教育学研究」、学会年報を含む) を納入するものとする。会費は、会員は年額 10,000 円、団体会員は年額 6,000 円とする。ただし、学生及び常勤職にない会員で理事会に認められたものについては年額 6,000 円とする会費減額制度を利用することができる。会費の納入期限は当該会計年度の 8 月 31 日とする。新たに入会した者は、その年度の会費を納入するものとする。
- 第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会が定める会則等に違反する行為があったと

き、理事会の議決によりこれを処分することができる。会員の処分のための手続き及び内容に関する規定を別に定める。また、会員を「除名」とする際には、総会出席者の3分の2以上の多数をもって議決を行う。

第10条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉委員は、理事会の推薦により、総会において決定する。

(略)

(改正 2025年9月13日)

## 入会の手続きについてご案内します。

### ●入会申込書の記入

入会をご希望の方は、別紙の「入会申込書」に必要事項をご記入の上、会費10,000円を納入してください。「入会申込書」の提出にあたっては以下の点にご注意下さい。

- ① 「入会申込書」の提出と会費納入確認の上、理事会での審議を経て承認となります。理事会はほぼ月1回(2・8月以外)開かれています。理事会開催日は年度により変わります。
- ② 学会年度は、9月から翌年の8月までです。  
(例. 2027年度は2026年9月～2027年8月)
- ③ 紹介会員がどうしても見つからない場合は、「入会申込書」の指示に従ってください。
- ④ 「入会申込書」にある所属とは、常勤の勤務先・在学中の大学院・非常勤の勤務先をいいます。所属先が複数ある場合は1か所のみご記入ください。該当するものがいる場合は、「なし」とご記入下さい。
- ⑤ 入会時に会費減額を申請する場合、会費減額制度について資料を読んだ上で、6,000円を納入し、「入会申込書」・「会費減額申請書」・振込票(振込したことが分かるもの)の3点を事務局宛てメール添付でお送りください。なお、会費減額は毎年度申請が可能です。
- ⑥ 入会後2年目からの会費納入は、郵便払込や口座振替をご利用頂けます。口座振替を希望する場合は、学会サイトの個人ページにある「自動口座振替依頼書」に記入し、プリントアウトしたのに押印して、学会事務局へご郵送ください。9月末必着でお送りいただいた場合に、翌年度年会費分が口座振替となります(12

月頃の引き落とし)。

●入会申込書の送付

**入会申込は、学会事務局宛にメールで提出してください。**その際、振込票(振込したことが分かるもの)を PDF にして、「入会申込書」と一緒に添付してください。どちらかだけでは、理事会での審議承認はできません。

●初年度会費の振込先

指定口座 ゆうちょ銀行 口座番号 00150-1-87773  
口座名 日本社会教育学会

**【送付先】**

日本社会教育学会事務局 : jssace.office@gmail.com